

1. 講義について

(1) 講義時間

講義時間は、原則として1日5時限で、次のとおりである。

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:15~ 10:45	10:55~ 12:25	13:25~ 14:55	15:05~ 16:35	16:45~ 18:15

(2) 講義形態

講義は次の形態で行われる。

通年講義	毎週1回もしくは2回で1年間行う。
半期講義	毎週1回もしくは2回で前期または後期で終了する。
集中講義	一定期間にまとめて行う。

(3) 休講

- ①大学または各授業科目の担当者において、やむを得ない事情が発生した場合には、休講することがある。
- ②休講はその都度掲示並びに情報ポータルサイトで通知する。休講掲示がないにもかかわらず開始時刻から30分以上経過しても講義が開始されない場合には、白金キャンパス大学事務室教務課の指示に従う。
○情報ポータルサイト (<https://www1.pharm.kitasato-u.ac.jp/drupal/>)
- ③休講となった授業については、原則として補講を行う。補講については、その都度指示する。
- ④首都圏交通機関全面不通時の授業措置については、学生便覧を参照のこと。
- ⑤台風等の災害時には休講することがある。休講の詳細については情報ポータルサイト等で告知する。

(4) 授業の出欠

病気またはその他やむを得ない事由により、講義を1週間以上続けて欠席した場合及び3親等内の親族が死亡した場合は、所定用紙に記入し、保証人連名・チーフターの押印を受けた上、学生課へ提出すること（実験・実習において1日でも欠席した場合は、所定用紙を担当教員へ提出すること）。

なお、病気の場合は医師の診断書を、忌引きの場合は通夜・告別式の日程が記された書類（会葬礼状等）を欠席届と共に提出すること。また、1週間未満の講義欠席については、各人が授業担当者に直接その旨を申し出ること。

「出席チェックの代理登録」「授業内アンケートへの代理回答」「講義内課題への代理回答及び答案の代理提出」は不正行為であり、他の学生に依頼すること、及び他の学生からの依頼を引き受けることは絶対にしてはいけない。特に代理提出は文書の偽造に当たり、一般社会であれば犯罪に等しい行為とみなされ、厳しく罰せられる。これらの事案が発生した場合は、薬学部として厳正に対処する。また、病気などやむを得ない理由がない限り、講義等は欠席しないようにすること。

《各種欠席届の取扱い》

No.	種類	必要な場合	添付書類	提出時期	提出先
1	講義欠席届	講義を平日5日間以上連続で欠席	○ (病気で1週間以上欠席した場合は診断書を添付)	事後	学生課
2	講義欠席届 (就職活動)	就職活動で講義を欠席した場合	○ (欠席理由が分かる書類)	事後	担当教員 ・薬学総合演習の場合は教務課 ・6年生臨床検査技師課程科目の場合は教務課
3	欠席許可願 (就職活動用)	就職活動で実習を欠席する場合	○ (欠席理由が分かる書類)	事前	※ ¹ 学生課
4	実習欠席届※ ² (2年～4年)	実習を1日でも欠席	○ (欠席理由が分かる書類) ※病気で1週間以上欠席した場合は、医師の診断書を添付	事後	実習担当者 ・病院・薬局実習事前実習の場合は臨床薬学教育部門
5	実習欠席届 (病院実習)	実習を1日でも欠席	○ (欠席理由が分かる書類)	事後	・内部病院は実習先 ・外部病院は教務課
6	実習欠席届 (薬局実習)	実習を1日でも欠席	○ (欠席理由が分かる書類)	事後	地域医療薬学
7	忌引欠席届	通夜・告別式にて欠席	○ (会葬礼状、死亡届(写)、死亡診断書(写))	事後	学生課

※¹ 大学への来校が困難な場合には、実習終了後1週間以内に提出すること。

※² 実習を欠席する場合は、事前に教務課へ連絡したのち、欠席届を提出すること。

★ 4～6についての詳細は、各実習の指示に従うこと。

《出席停止となる感染症とその期間》

疾患名	感染経路	出席停止期間の基準	診断書等取扱い
新型コロナウイルス感染症	飛沫・接触	<p>【確定者】発症日を 0 日として 5 日経過し、かつ症状軽快後 1 日経過する迄※今後の感染状況により変更の可能性有り</p> <p>【疑い者（発熱や風邪症状のため登校が制限された）】解熱剤を服用せずに解熱し症状消失した場合、症状が消失した日まで。翌日まで発熱が続く場合は受診し指示を受ける。</p>	<p>保健室で登校許可証を交付</p> <p>診断書の要否は大学事務室に確認する。</p>
インフルエンザ	飛沫・接触・空気	発症した日（発熱日）を 0 日として 5 日間かつ、解熱後 2 日経過するまで★ （★発熱が続く場合は、更に延長する）	

※37.5℃以上の発熱・咳・咽頭痛・下痢などの症状がある場合は、感染拡大防止のため大学に登校せずに白金キャンパス大学事務室へ連絡し指示を仰ぐこと。出席停止の指示を受けた場合は、教育的不利益が生じないように配慮しますが、事前に連絡がない場合は配慮できませんので注意すること。

ノロウイルス腸炎（疑いを含む）	接触・飛沫・空気	激しい嘔吐、下痢、腹痛等の症状消失後 48 時間経過するまで	保健室で登校許可証を交付
感染性胃腸炎（疑いを含む）	接触		
麻疹（はしか）	空気・飛沫・接触	解熱後 3 日を経過するまで	
水痘	空気・飛沫・接触	全ての発疹が痂瘍（かさぶた）化するまで (帯状疱疹については医師の指示を確認する)	講義・実習等の欠席届の申請や診断書の要否は各種欠席届の取り扱い一覧に従うこと。
風疹	飛沫・接触	発疹が消失するまで	講義・実習等の欠席届の申請は大学事務室にて行う。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	飛沫・接触	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	

流行性角結膜炎	接触	医師において感染のおそれがないと認めるまで	講義・実習等の欠席届の申請書や診断書提出の要否は各種欠席届の取り扱い一覧に従うこと。 講義・実習等の欠席届の申請は所属学部事務室にて行う。
百日咳	飛沫・接触	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫・接触	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
結核	空気・飛沫	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
咽頭結膜炎	飛沫・接触	主要症状が消退した後2日を経過するまで	

—学校保健安全法における「出席停止が必要な感染症」より一部抜粋—

登校を再開する際には保健室による症状の確認と許可が必要です。診断書が必要な場合もありますので、感染を報告する際に大学事務室に確認してください。発熱などで感染症が疑われた場合の出席停止、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎は、白金キャンパス保健室で「登校許可証」を発行します。事後報告の場合は発行できませんので忘れずに報告してください。

病院実習や薬局実習等を行う場合は医師や校医の判断あるいは実習等を行う施設の就業規則に準じて、上記基準を変更して判断する場合があります。実習先へ対応を確認してください。

(5) 授業中の板書内容やスライドの写真撮影及び録画の禁止について

近年、授業中に板書内容やスライドの写真撮影や録画をしている姿が見受けられます
が、板書内容やスライドには、著作権が発生します。それらを著者の許可なく無断で撮影する行為は、著作権の侵害にあたります。

また、授業中に示されるスライドには、患者さんの個人情報が含まれる場合があります
が、それらは皆さんの学習のために必要であると判断し、あえて示しているものです。

もし、皆さんのが撮影した内容をTwitterやFacebook等のSNSに転載したらどうなるでしょう
か。ネットは匿名ではないので、様々なトラブルが発生することが考えられます。

各々、医療を学ぶ立場として、モラルある行動を取りましょう。

また、オンライン授業で提供している動画・配布資料にも著作権が存在し、これら
を第三者に提供することは違法となります。動画のスクリーンショットや配布資料を、
インターネット上で公開する、第三者に提供する等の行為は絶対にしないでください。

(6) オンライン講義の受講に関する注意事項について

北里大学薬学部で実施するオンライン講義の受講に際し、次の事項を遵守してください。

- ①対面式の講義と同様に終始真摯な態度で受講します。
- ②定められた期間内に対象の講義を受講します。
- ③受講に必要な自分のID、パスワード等を他人に貸与しません。
- ④受講に必要な他人のID、パスワード等を使用しません。
- ⑤受講は自宅または学内施設で行い、電車、バス、カフェ等の公共の場で受講しません。
- ⑥講義映像は、家族を含む第三者へ視聴させたり、SNSや動画配信サービスに絶対に投稿しません。
- ⑦講義資料は専ら自己の学習に使用し、家族を含む第三者への譲渡や、SNS等に投稿しません。
- ⑧講義映像のダウンロードや録画、録音およびスクリーンショットの撮影等は行いません。
- ⑨講義の内容や情報を自己の学習目的以外に使用しません。